

第23号

発行人 小笠原 正

編集人 望月 浩一郎

〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地
二三六一三〇一
総合スポーツ研究所内電話 ○四二一五四〇一〇九二
FAX ○四二一五四〇一〇八九○四二一五四〇一〇九二
総合スポーツ研究所内演者に佐藤由夫氏（日本自由時
間スポーツ研究所）をお招きして、
「地域スポーツクラブの育成と法」
日本と外国の比較、生涯スポーツ
振興の立場から」と題する基調講
演が行われた。

(日)

の第四回ジュニアスポーツフ
オーラムの開催を予定した。二〇〇三年度事業報告及び二〇
〇四年度事業計画案については、討
議の上、提案どおり承認された。

日本スポーツ法学会第一回大会は、二〇〇三年一二月二〇日(土)早稲田大学国際会議場で「生涯スポーツをめぐる諸問題・法と政策」を全体テーマとして開催した。午前は、自由研究、討論が行われ、午後は理事会、総会が開催された。総会後には基調講演、シンポジウムが行われた。

総会は、入澤充会員(東京女子体育大学)の司会により進行され、小笠原正会長によるあいさつの後、二〇〇三年度事業報告及び二〇〇四年度事業計画案が提示された。

二〇〇四年度の主たる事業計画では、①第一回大会を二〇〇四年一月一八日(土)に早稲田大学国際会議場で開催すること、②合同研究会及び各研究専門委員会活動、③年報第一号発行、④会報の年二回の発行、⑤二〇〇四年二月八日

が決定された。

続いて、二〇〇三年度決算及び予算案が提案され、討議の上、提案どおり承認された。

二〇〇四年一二月二〇日現在会員数が二四九名である。

最初に、わが国の地域スポーツクラブ政策の変遷について、わが国にクラブが伝えられたのは明治維新後の外国人居留地であったこと、東京オリンピック後のママさんバレーや少年野球の発展にみられるスポーツの大衆化を受けて、一九七二年の保健体育審議会答申では教室、サークルの支援が認められたこと、などと解説された。そして、現在の総合型地域スポーツクラブ事業に関連して、一九九八年に制定された特定非営利活動促進法の問題、つまりスポーツクラブのNPO法人化について解説された。競技団体のような財團、社団という法人格はスポーツクラブには適さず、新しいものが必要

基調講演

であったこと、利点として、認証により法人格が取得できることや財産を持つことが可能、*toto*の助成を受けやすいといった点を挙げられた。

次に、比較対象としてドイツの制度について解説された。ドイツ民法の中には非営利法人の規定があり、スポーツクラブは社団(Verein)にあたり、中でも非営利社団、登記社団にあたること、設立には七名の構成要員が必要で、非営利であることなどを要件に、地区の裁判所への登記により認められること、などが紹介された。

また、日本と異なり民法上で非営利法人について規定している背景として、社会における非営利活動の実態について説明された。特にスポーツクラブについては、地域社会の重要な構成要素であること、社交場であること、青少年の社会参加への指導的役割をもつてていることなどが紹介された。

現在のドイツのクラブ数は約八万七千にのぼり、総会員数は国民の約二八%にあたり、地域のクラブ以外を含めると、ドイツ国民の

約三三%が何らかのクラブに所属しているという統計が紹介された。

今日に至る歴史的背景として、一九世紀以降の出来事について解説されたが、ドイツでは、スポーツを楽しむ権利を与えたのではなく、人々が獲得してきた点を強調された。その結果、一九六四年制定の「公的社団の権利に関する法令」により、一定の条件を満たすクラブにはさまざまな権利、優遇装置が与えられ、結果的に、その後クラブの会員数が増加してい

たと解説された。

次に、日独間のスポーツクラブの比較がなされた。伝統や歴史的背景に帰因するが、公益性や社会性の考え方方が異なるため、遊び・スポーツに対する評価が異なること、その結果として社団の位置付けも異なっているのではないかという見解を示された。その他、ドイツではクラブ員全員が総会で投票権を持っている点などの違いを挙げ、地域とクラブの関係、クラブ員とクラブの関係の点で根本的な相違がみられる旨指摘された。

最後に、地域スポーツクラブの

今後の課題について、遊び・スポーツに対する価値の再構築、クラブの社会性認知の深化などを挙げられ、非営利団体制度の見直しを前提にクラブの非営利法人化の拡大に期待を込められた。

シンポジウム

シンポジウムは、山田二郎会員(東海大学)、中村浩爾会員(大阪経済法科大学)の司会のも

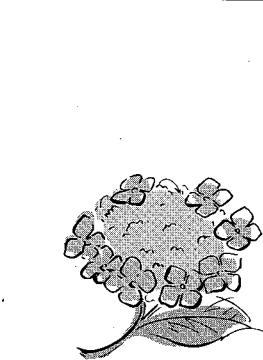
と「生涯スポーツをめぐる諸問題・法と政策」のテーマから、浦川道太郎会員(早稲田大学)

が「スポーツ事故と事故補償」と題して、スポーツ事故の不可避性に伴う被害者の身体的損害に対する損害填補等について報告を行った。中村祐司会員(宇都宮大学)は「生涯スポーツと

年報第一号に収録するので参考照されたい。

木和幸会員(財団法人東京都生涯学習文化財団)は「スポーツクラブの運営と事故についての法的責任」について、地域スポーツクラブの事項防止に関する

実施状況調査を基に報告を行った。特に、生涯スポーツが標榜され、体育施設の民間委託化が進行していく中での事故責任と補償の視点から、スポーツ事故と安全配慮義務、注意義務について活発な議論が行われ、スポーツ事故の特殊性、危険引受け、自己過失の視点からの討論は白熱した。詳細は、一二月発行の年報第一号に収録するので参考照されたい。



自由研究

自由研究発表では、諏訪伸夫会員（筑波大学）と佐藤千春会員（朝日大学）の司会の下、四名の会員による報告が行われた。

小谷寛二会員（真大學）は、「リスクの高い実習における安全配慮注意義務をめぐつて」大学卒業研究中の実習事故事例を中心にして」と題して、河川での事故防止の観点から、一つの事故事例をもとに指導者の注意義務について報告された。

水沢利栄会員（福井大学）は、「スポーツイベントにおける参加受付時の安全対策の試み」と題して、大学を会場に実施した子どもたちが参加するスポーツイベントにおける安全対策の取り組みについて報告された。

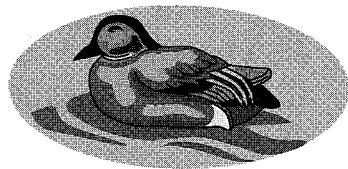
森克己会員（鹿屋体育大学）は、「イギリス一九九八年人権法とスポーツ」と題して、一九五三年に発効したヨーロッパ人権条約を受け一九九八年に制定されたイギリ

スの「人権法」がイギリス国内のスポーツの権利義務関係に及ぼす影響について報告された。

齊藤健司会員（神戸大学）は、

「スポーツにおける階級分け決定および代表選抜に関する紛争の法的性質について」フランスにおけるスポーツ訴訟およびスポーツ調停の事例を通して」と題して、フランスのスポーツにおける序列化をめぐる当事者関係や代表選抜の問題、それらに関する裁判管轄の問題などについて報告された。

質疑では、予定時間をオーバーするほど活発な議論が交わされた。



日本スポーツ法学会2004年度予算案

2003年10月1日～2004年9月30日

収入の部				
項目	予算	前年予算	差	備考
通常会費	1,294,650	1,181,250	113,400	会員274名
大学院生会費	62,100	56,250	5,850	納入率75%
大会参加費	70,000	70,000	0	
補助金	40,000	40,000	0	
寄附金			0	
広告収入	50,000	50,000	0	
特別会計収入	1,000,000		1,000,000	
年報売上金	200,000		200,000	4,000円*50冊
			0	
			0	
繰越金	1,267,064	724,162	542,902	
合計	3,983,814	2,121,662	1,862,152	

支出の部				
	予算	前年予算	差	備考
大会開催費	150,000	150,000	0	
会報作成費	140,000	120,000	20,000	
通信費	200,000	230,000	-30,000	
会議費	20,000	5,000	15,000	
研究専門委員会費	100,000	30,000	70,000	
事務費	100,000	50,000	50,000	
特別会計支出	1,000,000		1,000,000	
年報編集費	60,000	60,000	0	年報11号
年報作成費	900,000	756,000	144,000	年報10号
予備費	50,000	50,000	0	
繰越金	1,263,814	670,662	593,152	
合計	3,983,814	2,121,662	1,862,152	

ス。ボリッ仲裁機構

菅 原 哲 朗

二〇〇三年四月七日、JO C・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会から理事や経済援助を受けて、日本スポーツ仲裁機構（略称J S A A）が設立され、一年が経過した。現状の仲裁受理件数など統計は日本スポーツ仲裁機構のウェブサイトに掲載されている通りであり、二〇〇三年度の活動を振り返って概要をお伝えする。

J S A A設立後、一般新聞やスポーツ新聞などで申立費用が五万円で済むという報道もあり、事務局へは、仲裁が可能か選手から相談があつた。そのうち窗口で受け付けた仲裁申立ては五件あつた。争点となるのは常に「仲裁合意」の有無であり、J O C・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会傘下の各競技団体の規則や決議でJ S A Aのス

ーツ仲裁で紛争を解決する旨の規定（既に二〇〇四年度は二回開催連盟の案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇四年二月一六日、申立人の請求棄却の仲裁判断がなされた。不受理二〇〇四年四月七日、J S A Aで受理するには双方の仲裁合意が必要なため、選手から合意書添付のない申立てに関しては、事務局サイドで競技団体側にスポーツ仲裁を受けるか否か、の仲介の労を執ることになる。

二〇〇四年三月末時点での仲裁合意が成立した正式受理案件が三件であつた。第一号仲裁受

理は、ウエイトリフティングの案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇三年八月四日、申立人の請求が認容される仲裁の論議によっていわば「A D R パネルが構成され二〇〇三年八月一八日申立人の請求却下ある」とは請求棄却になつた。第三号仲裁受理は日本身体障害者水泳連盟の案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇四年二月一六日、申立人の請求棄却の仲裁判断がなされた。不受理二〇〇四年四月七日、J S A Aで受理するには双方の仲裁合意が必要なため、選手から合意書添付のない申立てに関しては、事務局サイドで競技団体側にスポーツ仲裁を受けるか否か、の仲介の労を執ることになる。

二〇〇四年三月末時点での仲裁合意が成立した正式受理案件が三件であつた。第一号仲裁受理は、ウエイトリフティングの案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇三年八月四日、申立人の請求が認容される仲裁の論議によっていわば「A D R パネルが構成され二〇〇三年八月一八日申立人の請求却下ある」とは請求棄却になつた。第三号仲裁受理は日本身体障害者水泳連盟の案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇四年二月一六日、申立人の請求棄却の仲裁判断がなされた。不受理二〇〇四年四月七日、J S A Aで受理するには双方の仲裁合意が必要なため、選手から合意書添付のない申立てに関しては、事務局サイドで競技団体側にスポーツ仲裁を受けるか否か、の仲介の労を執ることになる。

二〇〇四年三月末時点での仲裁合意が成立した正式受理案件が三件であつた。第一号仲裁受理は、ウエイトリフティングの案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇三年八月四日、申立人の請求が認容される仲裁の論議によっていわば「A D R パネルが構成され二〇〇三年八月一八日申立人の請求却下ある」とは請求棄却になつた。第三号仲裁受理は日本身体障害者水泳連盟の案件であり、仲裁パネルは三名で構成され二〇〇四年二月一六日、申立人の請求棄却の仲裁判断がなされた。不受理二〇〇四年四月七日、J S A Aで受理するには双方の仲裁合意が必要なため、選手から合意書添付のない申立てに関しては、事務局サイドで競技団体側にスポーツ仲裁を受けるか否か、の仲介の労を執ることになる。

J S A Aとしては記者会見

よう。



ジユニアラフオーラム

二〇〇四年二月八日、京都タワーにおいて、第四回「ジユニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」が開かれた。過去三回は東京で開催されており、関西では初めての開催であるが、参加者一二九名と盛況であった。

今回のテーマは、「指導者のとするべき事故後の対応」。午前の部は、湯浅道男愛知学院大学教授の講演で、自身の経験した登山研修所の雪山事故を通して、ひとたび事故が起きたと仲間・同士であつた者が加害者・被害者となり、生涯重荷を背負っていくことになる苦衷を語るとともに、組織の心無い対応が関係者に不信感を抱かせ、訴訟になることがあり、事故後、被害者やその家族に対し、速やかに事実を正確に開示することの大切さを強調されていた。

午後のフォーラムは、長年、少年団活動に携わっている小西清茂弁護士を座長に、元Jリーガーで、

少年サッカーの指導をしている水沼貴史氏、柳田泰義神戸大学教授、ニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」が開かれた。過去三回は東京で開催されており、関西では初めての開催であるが、参加者一二九名と盛況であった。

水沼氏からは、選手が怪我をしたときの対応に関し、整形外科や脳外科といつても分野は広く、どこに行けば適切な治療を受けることができるのかという情報を指導者や選手がもつていいことの指摘がなされた。

柳田氏からは、頭部外傷のメカニズムと脳への影響を図示によるわかりやすい説明がされ、一定時間経過後に症状が現れることがあり、経過観察の必要性、頭部打撲等をしたときには、家族や関係者に状況を的確に伝えておくことが必要ということであった。

竹之下氏からは、スポーツ事故の裁判例としてすでに三〇〇件以上あり、個別のスポーツや事情を

踏まえての事例の検討することが重要である、特に自然現象を相手にするスポーツは問題とされやすいとの指摘がされた。

小西氏からは、パンフレット等に主催者は事故の責任を負わないとの一文を入れても法的には効力はないとの説明がされ、会場からその理由に関する質問があつたのが印象的であった。

途中、スポーツ事故に関連して、

尚、ファーラム終了後、弁護士による法律相談を開催をしたところではないだろうか。

理事会議事要録

二〇〇三年 第五回

日時：平成一五年二月一〇日（土）
場所：早稲田国際会議場

出席者：小笠原正、菅原哲朗、望月浩一郎、濱野吉生、佐藤千春、諏訪伸夫、

中村浩爾、萩原金美、湯浅道男、森川貞夫

委任状提出理事 井上洋一、奥島孝康、浦川道太郎

審議事項

入会審査について、安藤秀男（弁護士・安藤法律事務所）、鈴木照夫（日本文理大学経営科学部）、岡戸拓哉からの入会申込みがあり、承認された。

また、七名の会員から退会の申し入れがあり、二月一〇日現在の会員数は、一二九名となつた。

二〇〇四年 第一回

日時：平成一六年一月三一日（土）
場所：岸記念体育会館一F「スポーツマジックラブ」

出席理事：小笠原正会長、菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、湯浅道男

委任状提出理事：佐藤千春、諏訪伸夫、中村浩爾、萩原金美、濱野吉生、森川貞夫

保険会社の担当者より、スポーツ安全保険の内容についての説明がなされたが、従前の保険ではカバーバーできない部分が多くあるようを感じた。新しい保険の開発の必要性の有無を含めて、保険適用上の問題を具体的に検討する必要があるのではないかだろうか。

議題

一年間活動予定

(二) 第二回大会について

二〇〇四年二月二八日(土)、早稲田大学国際会議場(予定)
テーマ・報告者については、次回理事会で正式に決定する。

(一) 夏季合同研究会について

二〇〇四年七月四日(土)、一三時～一五時三〇分、岸記念体育会館(予定)
テーマ・報告者については、次回理事会で正式に決定する。

二・入会承認

以下の入会申込が承認された。

西正一郎(森法律事務所事務員)

西脇威夫(弁護士)

現在の会員数が二五一名であることが確認された。

三・年報関係

会費支払い済みの大会不参加者に対して年報を送付することが確認された。

新編集規定案について、新編集委員会で再度検討した上で、次回理事会に諮ることが確認された。

四・役員選出規定について

さらに検討をすすめ、次回理事会に諮ることが確認された。

五月末に発行することが確認された。

討議事項	
(a) (一) 一年間活動予定の報告・討議	研究専門委員会の年間予定
A DR研究専門委員会	ADR研究専門委員会次回研究会を次の要綱で開催することが報告された。
日時	二〇〇四年五月八日(土)午後

二〇〇四年 第二回

二時

会場 岸記念体育会館一F「財」日本体育協会理事・監事室

日時 平成十六年四月一〇日(土)

場所 岸記念体育会館一F「スポーツマニアクラブ」

出席理事 小笠原正会長、菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、濱野吉生、森浦川道太郎、佐藤千春、萩原金美、森川貞夫

委任状提出理事 井上洋一、諏訪伸夫、湯浅道男

報告事項

一・韓国スポーツ法学国際学術大会

二・夏季合同研究会

第一〇回大会で記念講演をお願いした
韓国スポーツ法学会会長延基榮教授から二〇〇四年一二月に開催される韓国
スポーツ法学国際学術大会への参加の
呼びかけがあり、日本スポーツ法学会
正副会長及び若干名について招待の中
し出があつた。

日本スポーツ法学会としては、この招
待を受けることとなつた。

② 場所 岸記念体育会館(東京都渋谷区神南一丁目二F)

③ (財)日本体育協会 理事・監事室

④ 最近の事故判例を討議することとし、
詳細については、事故判例研究専門委
員会と三役に一任した。

現時点で確定をしているテーマ及び報
告者は次のとおり
報告者秋山誠(弁護士) 報告判例
富士スピードウェイレース事故(免責
同意書の有効性が問題となつた事案)
東京地判平成一五年一〇月二九日(判
決) ADR研究専門委員会

(b) (一) 事故判例研究専門委員会(委員長・
山田一郎、事務局長・入澤充)
二・夏季合同研究会において、最近の判例
を集中的に討議することとなつた。

(a) (二) 第二回大会予定(報告・小笠原)
日程 場所 二〇〇四年二月一九日(日) 早稲田大学国際会議場
会場の関係で、当初予定の日程であつた二月一八日(土)を二月一九日(日)に変更することとした。
テーマについては、環境とスポーツを軸にすることが確認され、次回理事会において詳細を決定することとなつた。
現時点では、次の枠組みで準備を進めることが確認をされた。
基調報告を湯浅道男、シンポジウムのパネリストは、JOC(望月事務局長が折衝担当)、埼玉国体のクレー射撃問題(森事務局員が折衝担当)、釣りの関係者(中田事務局員が折衝担当)を予定している。

三・入退会関係(報告・望月)

(一) 入会承認

次の六名の入会が承認をされた、現在の会員数は二五七名となつた。

佐々木健太（鳴門教育大学大学院）、安保智勇（弁護士法人中央総合法律事務所弁護士）、小高真嗣（弁護士）、石井信輝（東亜大学総合人間科学部）、酒井俊暉（弁護士）、上山敦子（学生）

四 会員外の報告者への年報贈呈の件

従前年報執筆者はいずれも会員であつたため、執筆者への年報贈呈をすることはなかつたが、今回、会員外の執筆者に対しては、当該年報を一部贈呈することが確認された。

五 新規研究会設立の提案

中田事務局員から、「商品化されたレジャースポーツの諸問題を研究する分科会」を設置することが提案された。討議の結果、既存のADR研究専門委員会、事故判例研究専門委員会が対象としていない新しい問題を時機に遅れず検討する研究会を設置する方向が確認された。正副会長、事務局長の三役で原案を作成の上、次回理事会で決定することとなつた。

(一) 年報編集関係

二〇〇四年度からの「日本スポーツ法学会年報」編集方針及び日本スポ

ツ法学会機関誌「日本スポーツ法学会年報」編集規定が次のとおり確認され

二〇〇四年度からの『日本スポーツ法学会年報』編集方針について

一、年報をより多くの会員、スポーツ団体、スポーツ愛好者および関連学界に広げていくために新たに編集方針を掲げる。

二、これまでの学会大会発表論文を重視する姿勢は変わらないが、新たに日本スポーツ仲裁制度が設けられたことも考慮してスポーツ関係者・団体等へのスポーツ法学に関する理解を得るためにも「仲裁事例解説」や「質問コーナー」なども設けてスポーツ法学の啓蒙・普及に貢献できる内容に改善したい。

三、会員外の有識者にも働きかけ、依頼原稿をふやすよう努力したい。

四、研究ノート、文献紹介等も増やし、初学者にもとづきやすい編集に改善したい。

五、モットーは「親しみやすく、読みやすく、それでいて学究的でたまになる」である。

六、編集実務を円滑にするために編集担当理事一名、さらに理事外編集委員を二名とする。

(三) 年報第一号の編集業務については、執筆要綱の整備と平行して進行する」とが確認された。

この規程は、日本スポーツ法学会が年一回発行する機関誌「日本スポーツ法学会年報」編集に関する必要な事項を定める。

一、掲載する原稿は、本学会会員による未発表の、研究論文、研究ノート、調査報告、書評、文献紹介、翻訳（以下「論文等」という）、その他会員の研究活動および学界ならびに本学会の動向等に関する記事とする。ただし、編集委員会は理事会の承認を得て会員以外の依頼原稿を掲載することができる。

二、本年報に論文を掲載しようとする会員は、所定の「原稿執筆要領」に従い、編集事務局に送付する。

三、原稿の掲載は、編集委員会の議を経て決定する。ただし、学会大会で発表済みの論文は優先的に扱う。

四、執筆者の校正は、再校までとする。校正は、誤植の訂正程度に止め、文章、図表等の大幅な訂正、変更は認められない。

五、図版等で特定の費用を要する場合は、執筆者に負担せざることがある。ただし、依頼原稿はこの適用を除外する。

(二) 編集委員会が執筆要綱を作成の上、次回理事会に提案し、確認をすることとなつた。

七 役員選出規定

日本スポーツ法学会会則は、役員選出規定に関し、「第一条 会長及び理事は総会において選出する。その選出手続は別に定める。」と定めているが、明確に定めるべき選出手続については明確に定めることとする。

文上の規定が存しない状態にあるため、これを作成する必要があることを確認した。

大会で理事監事を選出をするという現状の取り扱いどおりの内容で、文書化することとし、浦川理事、森事務局員が原案を作成の上、次回理事会で決議することとした。

現状の取り扱いどおりの内容で、文書化することとし、浦川理事、森事務局員が原案を作成の上、次回理事会で決議することとした。

八、少年スポーツフォーラム（報告・菅原）

二月八日に京都で実施された第四回ジュニアスポーツフォーラムの参加者数は、一般参加者一〇二名、講師スタッフを含めて一二九名の参加で盛会であったことが報告された。

九 理事会の通年日程

第三回・七月二十四日（土）一一時～スポーツマンクラブ

第四回・九月一八日（土）一四時～スポーツマンクラブ

第五回・一〇月二三日（土）一四時～スボ

第六回・一二月一八日（土）第二回大會時

夏期合同研究会通知

お知らせの通りのとおり二〇〇四年度夏期合同研究会を開催致します。

会員の皆様のご参加をお待ちしております。

●要綱
日時 二〇〇四年七月二十四日(土)
一三時～一五時三〇分

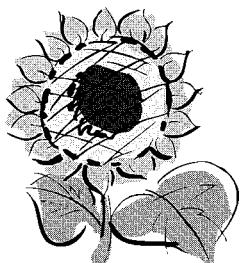
場所 (財) 日本体育協会理事監
事室

(岸記念体育館二F 東京都渋谷区神南一―一)

●テーマ

最近のスポーツ事故判例

※②、③事件判決は公刊集に掲載されておりませんが、本ホームページの判例紹介のページに掲載しております。



日本のプロ野球機構

**事務局
便り**

が激震に見舞われています。パリーグの二つの球団の合併問題は、

校サッカー部落雷受傷事故

高知地判平成一五年七月一日

(季刊教育法一三八号、一三九号【判例評釈】) 報告者・宮田和信(鹿屋体育大学)

③ 冬の野外生活研修会中の雪崩事故の主催者の責任 長野県山岳総合センター事件 長野野地松本支判平成七年一月二一日 報告者・中島嘉尚(弁護士)

単に経営問題だけではない、スポーツ文化の問題をはらんでいると思います。またオリンピックを間近にして馬術の日本代表選考方法をめぐってJASSSに選手が仲裁申し立てを行いました。仲裁機構は速やかに取り組みたい旨の方針を打ち出しましたが、様々なスポーツ紛争に対してもJASSSの役割は今後さらに大きくなつてくると思われます。

年報のバックナンバーについて

一年報のバックナンバーについては、日本スポーツ法学会として販売できるものと早稲田大学出版会が販売をしているものと二種類あります。
二つては、バックナンバーについては各号ごとに次のとおりお申込みください。

計87事例
を掲載

¥3,150(税込) スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第4版

スポーツアクシデント

元 東京女子体育大学名誉教授

伊藤 堯 編著

(元 日本スポーツ法学会理事)

体育授業中の水泳スタート練習中の事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。

〒105-0014 渋谷区芝2-27-8-1F 体育施設出版 販売部

FAX 03-3457-7112 E-mail: books@taiiku.co.jp

記入事項(書籍名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)

お問合せは 03-3457-7122

2003スポーツ六法

伊藤 堯・山田良樹編 新訂版 B6版 本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録! 体育・スポーツ事故判例・保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!

- 第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
- 第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
- 第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
- 第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
- 第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
- 第六編 組織・運営その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
- 資料編 体育・スポーツ関係表・文部省体育局所管法人一覧/保険制度一覧/体育・スポーツ事故判例一覧/事故判例の取り扱い方/保健体育審議会答申等一覧/関係法令等

〒171-0042 東京都豊島区高松2-8-6 道和書院 TEL (03) 3955-5175 FAX (03) 3955-5102